

総合評価一般競争入札

特別簡易型 落札者決定基準

(工事名 : (仮称) 新東内海橋橋梁下部工新設工事)

平成31年1月
石巻市

1 総則

本基準は、石巻市が発注する建設工事における請負者の選定を行うに際し、石巻市建設工事総合評価一般競争入札試行実施要領（平成20年石巻市告示第256号）で規定する総合評価一般競争入札（特別簡易型）により実施するに当たっての基準を示すものである。

2 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。
- ア 入札参加者が公告に定めた必要な入札参加資格を満たし、無効でない者
 - イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者
 - ウ 価格以外の評価を行うため、総合評価技術資料調書（様式一総合特簡1）を提出した者。ただし、総合評価技術資料調書に記載がないものを提出した者は除く。

- (2) 総合評価点は、次の式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

- (3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格評価点	80.00点
イ 価格以外の評価点	20.00点
ウ 総合評価点	ア+イの合計で100.00点を満点とする。

[評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。]

3 価格評価点の算定方法

- (1) 価格評価点は、以下の式により算定する。

応札率105%における価格評価点を0点。満点応札率A%における価格評価点を80点とした場合の、2点を通る橈円の式

$$[X^2/a^2 + Y^2/B^2 = 1 (B > a > 0)]$$

により算出される以下に示すYの値とする。

$$\textcircled{○} \text{ 価格評価点 } Y = (B^2 \times (1 - X^2/a^2))^{1/2}$$

Y : 価格評価点	a : 105 - A
X : 応札率 - A	B : 80

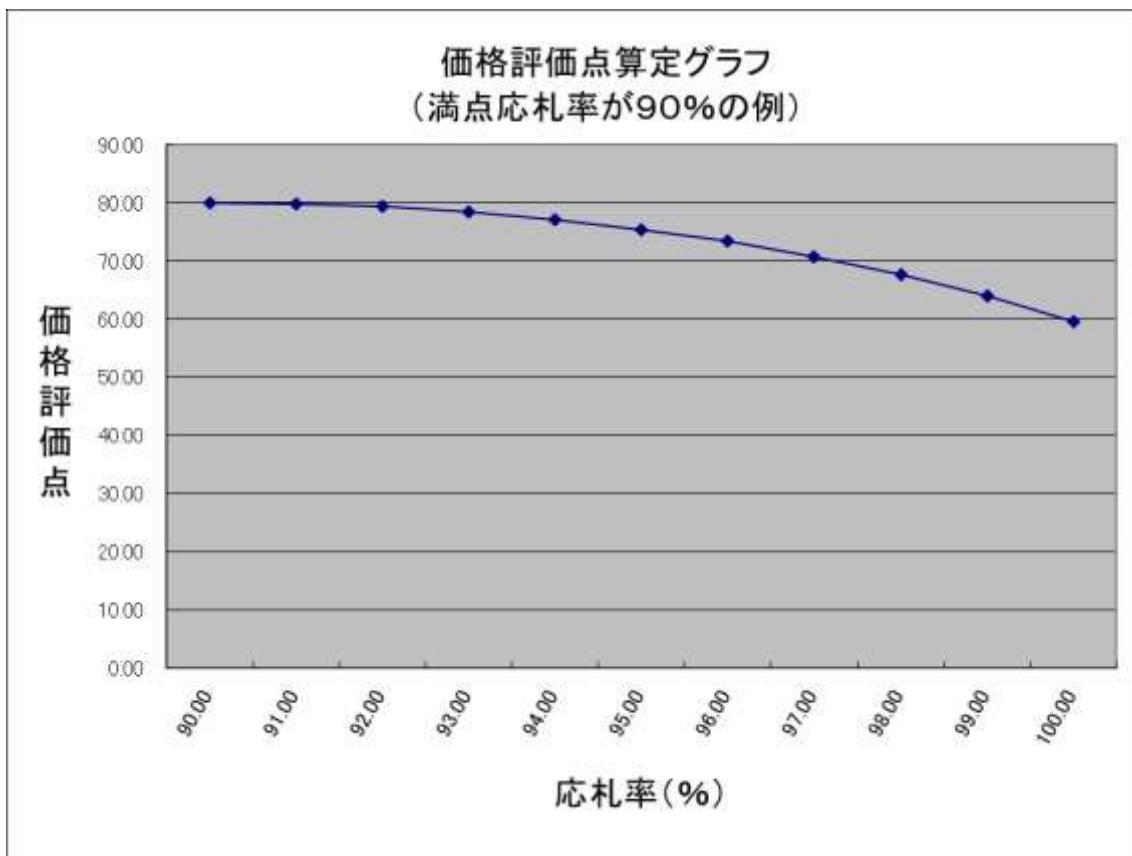
※1 満点応札率A=調査基準価格／予定価格×100（小数点以下第3位を四捨五入）

調査基準価格とは、石巻市低入札価格調査要綱第3条で定める算定式により算出した額であり、工事によって調査基準価格が異なるため、価格評価点の満点となる値が異なる。

※2 応札率=入札価格／予定価格 × 100（小数点以下第3位を四捨五入）

※3 満点応札率A%以下は、価格評価点の満点で一定とする。

※4 価格評価点Yの最高点は80点となる。



4 價格以外の評価点の算定方法

- (1) 價格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料調書により、価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。
- (2) 総合評価技術資料調書の提出がない者は入札に参加できない。
- (3) 價格以外の評価点は、入札参加者の申告を最大点とし、錯誤の取り扱いにより発注者が行う修正評価点は、減点措置のみとする。
- (4) 虚偽の申告による応札は失格とする。なお、虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で入札参加者が申告内容を証明できない場合とする。
- (5) 錯誤の申告による応札①
入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で、入札参加者が申告内容を虚偽でないことを明確に証明できた場合は、錯誤による応札とし、最低点評価に修正する。
- (6) 錯誤の申告による応札②
入札参加者が有している実績以下の内容で申告をした場合は、錯誤による応札とし、申告内容どおりに評価する。

5 落札者の決定方法

(1) 総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料の提出

開札後、入札価格が予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札執行者が必要と認めた者から、入札参加資格審査書類のほかに、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号。以下「実施要綱」という。）に規定する「類似工事の施工実績調書（様式第2号）」、「配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）」及び「その他総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」（以下「総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」という。）の提出を求める。

(2) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

なお、入札執行者の求めに応じ「総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」を提出しない入札及び同資料に記載がない入札は無効とする。

(3) 総合評価点が同点の場合の取扱い

総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格の同じ者（以下「同点者」という。）が2者以上あるときは、そのすべての者を落札候補者とする。

(4) 総合評価技術資料調書等の確認

落札候補者から提出された入札参加資格審査書類について、入札執行者及び工事担当課長は、所管の入札参加資格の確認を行うものとする。

また、工事担当課長にあっては、落札候補者から提出された「総合評価技術資料調書」及び「総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」（総合評価技術資料調書等）の確認を行うものとする。

(5) 調査基準価格未満の入札価格について

調査基準価格未満の入札価格の落札候補者については、低入札価格調査を行った上で適否を判断する。

(6) 落札者の決定

(4)の確認の結果、及び(5)の低入札価格調査の結果、落札者として適格と認める場合は、落札者とみなす。ただし、同点者が2者以上あるときは、くじを引かせて落札者とみなす者を決定する。

その後、学識経験者から改めて意見を聞く必要があると意見があった場合は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

最終的に、石巻市競争入札審査委員会の審議に付し、その結果を踏まえて、落札者を決定する。

(7) 配置予定の技術者に対するヒアリング

落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置予定の技術者に対するヒアリングができるものとする。

その場合、例えば以下の項目について確認する。

ア 配置する技術者の経歴、資格

イ 類似工事の施工実績の有無

ウ 類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意した点・工夫した点

(8) 配置予定の技術者の取扱い

配置予定の技術者の変更は、原則として認めない（工場製作等を含む工事、技術者のやむを得ない事情（病気、死亡、退職等極めて特別の場合）等により変更が必要と監督職員が認めたときを除く。）。

なお、工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者について評価点を算出するものとする。

6 價格以外の評価項目及び評価基準と評価点

次の評価項目について、それぞれの評価基準により各々の評価点を算出する（小・合計は、満点獲得事例）。

評価の視点	評価項目及び評価基準	評価点	総合評価技術資料調査書の記載内容を証する資料
技術力	(1) 企業評価	ア 過去の類似工事の施工実績（過去5か年度）	
		類似工事の施工実績 あり	2
		類似工事の施工実績 なし	0
		イ 過去2か年度における工事成績（平均点）	
		年度ごとの工事成績の平均が過去2か年度連続して75点以上	2
		年度ごとの工事成績の平均が「過去2か年度連続して75点以上又は過去2か年度連続して60点未満」以外	1
		年度ごとの工事成績の平均が過去2か年度連続して60点未満	0
		ウ 公共機関からの優良工事表彰実績（過去5か年度）	
		表彰実績 あり（類似工事）	2
		表彰実績 あり（他工事）	1
		表彰実績 なし	0
		エ ISO等認証取得状況	
		ISO9001及び14001の認証取得済み	1
		ISO9001又は14001のいずれか一方の認証取得済み若しくはISOに準じた認証機関からの認証取得済み	0.5
		ISO等認証取得 なし	0
	小計		7
(2) 配置する技術者の能力	(2) 配置する技術者の能力	ア 配置予定技術者の類似工事の施工実績（過去5か年度）	
		類似工事の施工実績 あり	2
		類似工事の施工実績 なし	0
		イ 継続教育（CPD）の取組状況	
		継続教育の証明 あり（各団体推奨単位以上取得）	1
		継続教育の証明 あり（各団体推奨単位の1/2以上取得）	0.5
		継続教育の証明 なし又は各団体推奨単位取得が1/2未満	0
		小計	3
社会性	(3) 労働福祉	ア 建設業退職金共済制度の加入状況	
		建設業退職金共済制度に加入済み	0.5
		建設業退職金共済制度に未加入	0
		イ 退職一時金制度又は企業年金制度の加入状況	
		退職一時金制度又は企業年金制度に加入済み	0.5
		退職一時金制度又は企業年金制度に未加入	0
		ウ 障害者の雇用状況	
		雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む。）以上又は義務外雇用あり	1
		雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む。）未満	0.5
		障害者の雇用 なし	0
		小計	2
		ア 本支店、営業所等の所在地の状況	
		石巻市内に本社、本店が10年以上所在 あり	4
		石巻市内に本社、本店が10年未満所在 あり	3
		石巻市内に支店、営業所等が10年以上所在 あり	2
		石巻市内に支店、営業所等が10年未満所在 あり	1
		石巻市内に本支店、営業所等 なし	0
地域性	(4) 地域貢献	イ 災害協定又はその他の地域貢献の状況	
		石巻市との災害協定又はその他の地域貢献 あり	2
		石巻市との災害協定又はその他の地域貢献 なし	0
		ウ 東日本大震災での対応実績	
		東日本大震災での対応実績 あり	2
		東日本大震災での対応実績 なし	0
		小計	8
		ア 石巻市からの過去3か年度における指名停止の状況	
		過去3か年度における指名停止 なし	0
		過去3か年度における指名停止 あり	△1
		合計	20

7 値格以外の評価項目及び評価基準の説明

(1) 技術力（企業評価）

ア 過去の類似工事の施工実績（過去5か年度）

配 点	評 価	評 価 基 準
2	標準	類似工事の施工実績 あり
0	一	類似工事の施工実績 なし

※ 以下のすべての要件を満たすこと。

・類似工事の条件

【国又は地方公共団体が発注した杭基礎方式による道路橋梁下部工新設工事（仮橋下部工、仮桟橋等を除く。）を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）とする。】

- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前5か年度及び当該工事入札公告日（入札公告日の当日を含む。以下同じ。）までに完成し、引き渡しが完了した工事を対象とする。
- ・実施要綱に規定する「類似工事の施工実績調書」（様式第2号）を提出すること。
- ・入札参加申請者の施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写しを提出すること。ただし、本市発注工事の場合は不要とする。

イ 過去2か年度における工事成績（平均点）

配 点	評 価	評 価 基 準
2	優 良	年度ごとの工事成績の平均が過去2か年度連続して75点以上
1	標準	年度ごとの工事成績の平均が「過去2か年度連続して75点以上 又は 過去2か年度連続して60点未満」以外
0	一	年度ごとの工事成績の平均が過去2か年度連続して60点未満

- ・工事成績とは、石巻市工事検査規程（平成17年石巻市告示第183号）に定める完成検査を受けた全部の工事成績をいう。なお、過去2か年度連続しての工事成績の獲得実績が無い場合は、工事成績の平均が過去2か年度連続して0点とみなす。
- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前2か年度の工事成績を対象とする。
- ・特定建設工事共同企業体の構成員としての工事成績については、代表者として施工した場合又は出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ウ 公共機関からの優良工事表彰実績（過去5か年度）

配 点	評 価	評 価 基 準
2	優 良	表彰実績 あり（類似工事）
1	標準	表彰実績 あり（他工事）
0	一	表彰実績 なし

- ・公共機関は、国、宮城県、宮城県内の市町村であること。
- ・表彰されたことを証する（表彰状等）ものの写し
- ・類似工事の条件は、上記の「ア 過去の類似工事実績（過去5か年度）」と同様とする。
- ・類似工事の場合は、入札参加申請者の施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写しを提出すること。ただし、本市発注工事の場合は不要とする。
- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前5か年度及び当該工事入札公告日までに表彰された工事を対象とする。

エ ISO等認証取得状況

配 点	評 価	評 価 基 準
1	優 良	I S O 9 0 0 1 及び 1 4 0 0 1 の認証取得済み
0.5	良	I S O 9 0 0 1 及び 1 4 0 0 1 のいずれか一方の認証取得済み又は I S O に準じた認証機関からの認証取得済み
0	－	I S O 等認証取得 なし

- ・I S O に準じた認証機関の主な機関は、次のとおりとする。
 - みちのく EMS (みちのく環境管理規格認証機構)
 - K E S (特定非営利活動法人 K E S 環境機構)
 - エコアクション21 (一般財団法人地球環境戦略研究機関)
 - グリーン経営認証制度 (公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団) 等
- ・当該工事入札公告日までに取得済みの場合を対象とする。
- ・認証機関からの認証取得を証する書類の写しを提出すること。

(2) 技術力（配置する技術者の能力）

ア 配置予定技術者の類似工事の施工実績（過去5か年度）

配 点	評 価	評 価 基 準
2	標準	類似工事の施工実績 あり
0	－	類似工事の施工実績 なし

※ 以下のすべての要件を満たすこと。

- ・類似工事の条件

【国又は地方公共団体が発注した杭基礎方式による道路橋梁下部工新設工事（仮橋下部工、仮桟橋等を除く。）を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合又は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）とする。なお、施工実績については、当該工事の元請業者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての施工経験とする。】
- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前5か年度及び当該工事入札公告日までに完成し、引き渡しが完了した工事を対象とする。
- ・実施要綱に規定する「配置予定の技術者に関する調書」（様式第3号）を提出すること。

- 配置予定技術者の施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写しを提出すること。ただし、本市発注工事の場合は不要とする。
- 以前に勤務していた会社の時の施工実績であっても可とする。ただし、施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写しを提出すること。

イ 継続教育（CPD）の取組状況

配 点	評 価	評 価 基 準
1	優 良	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）
0.5	標準	継続教育の証明あり（各団体推奨単位の1/2以上取得）
0	－	継続教育の証明なし又は各団体推奨単位取得が1/2未満

- 当該工事に配置する技術者について、以下のいずれかの対象団体が実施している継続教育の登録の有無及び各団体の推奨単位に対する単位取得状況で申告する。
 - (公社) 日本技術士会 150 単位（3年間）
 - (一社) 全国土木施工管理技士会連合会 20 単位（1年間）
 - (公社) 農業農村工学会技術者継続教育機構 50 単位（1年間）
 - (公社) 日本建築士会連合会 12 単位（1年間）
 - (公社) 空気調和・衛生工学会 50 単位（1年間）
 - (一社) 建築設備技術者協会 105 単位（3年間）
- CPDの単位取得の「証明書」は、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内、及び総合評価技術資料提出受付期限までに証明された「証明書」を有効とする。なお、単位取得の証明期間の末日は、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去1年以内とする。

(3) 社会性（労働福祉）

ア 建設業退職金共済制度

配 点	評 価	評 価 基 準
0.5	優 良	自社で加入済み
0	－	自社で未加入

- 対象制度
 - 「労働協約」又は「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合建設業退職金共済制度
- 当該工事入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7か月有効）の評価結果を対象とし、その経営規模等評価結果通知書の写しを提出すること。

イ 退職一時金制度又は企業年金制度の加入状況

配 点	評 価	評 価 基 準
0.5	優 良	自社で加入済み
0	－	自社で未加入

- 対象となる制度は下記のいずれかとする。

退職金一時金制度

- 「労働協約」又は「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合
 中小企業退職金共済制度
 特定退職金共済制度
 企業年金制度
 厚生年金基金制度
 確定給付企業年金制度
 適格退職年金制度
 確定拠出年金制度
- ・当該工事入札公告日に有効な経営事項審査（決算日から1年7か月有効）の評価結果を対象とし、その経営規模等評価結果通知書の写しを提出すること。

ウ 障害者の雇用状況（適用法令：障害者の雇用の促進等に関する法律）

配 点	評 価	評 価 基 準
1	優 良	障害者の雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む。）以上 又は義務外雇用あり
0 . 5	標準	障害者の雇用率が法定雇用率（建設業の除外率含む。）未満
0	－	障害者の雇用なし

- ・応札者と直接雇用関係にある建設業従業職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用する労働者（1週間の所定労働時間が当該事業主の事業所に雇用する労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣が定める時間数未満である常時雇用する労働者を除く。））を対象とする。
 - ・重度障害者（1級又は2級相当）の認定を受けている者を雇用している場合は、その1人をもって障害者2人とみなす。
 - ・当該工事入札公告日における雇用状況を対象とする。
 - ・法定雇用義務がない者については、恒久的な雇用関係にあるもので、かつ、入札期日の前日から起算して3か月以上前から直接的な雇用にある者に限る。
 - ・次の障害者の雇用状況を証するものの写しを提出すること。
 - ① 障害を証明するものの写し
本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
 - ② 雇用及び事業所の職員数が確認できるものの写し
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ※ ただし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく雇用義務がある事業所で、当該工事入札公告日において公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の内容と相違がない場合は、同報告書の写し（公共職業安定所の受付印のあるもの）の提出のみで可とする。

(4) 地域性（地域貢献）

ア 本支店、営業所等の所在地の状況

配 点	評 価	評 価 基 準
4	優 良	石巻市内に本社、本店が 10 年以上所在 あり
3	良	石巻市内に本社、本店が 10 年未満所在 あり
2	良	石巻市内に支店、営業所等が 10 年以上所在 あり
1	標準	石巻市内に支店、営業所等が 10 年未満所在 あり
0	－	石巻市内に本支店、営業所等 なし

- ・所在期間の基準日は当該工事入札公告日とする。

イ 災害協定又はその他の地域貢献の状況

配 点	評 価	評 価 基 準
2	優 良	石巻市との災害協定又はその他の地域貢献 あり
0	－	石巻市との災害協定又はその他の地域貢献 なし

- ・石巻市との災害協定については、当該工事入札公告日までに協定締結済みの場合を対象とする。
- ・災害時における応援協力に関する石巻市災害防止協会との協定書の写し又は同協会の会員であることが確認できる証明書等を提出すること。
- ・石巻市内でのその他の地域貢献については、当該工事の入札日（開札日）の属する年度及び直前 1 か年度に、企業としての地域貢献実績がある場合、①「任意様式（A4 判 1 枚程度）によるその他の地域貢献の実績説明書」と②「企業としての地域貢献実績を証するもの（活動要領、活動報告書、状況写真、証明書、感謝状、御礼状など、実績を証するもの）の写し」を提出すること。また、石巻市消防団協力事業所に認定されている場合については、その他の地域貢献の対象とし、その認定書の写しを提出すること。
ただし、単に金銭や物品の寄附、場所等の提供、後援や協賛等の名義提供は含まないものとする。

ウ 東日本大震災での対応実績

配 点	評 価	評 価 基 準
2	優 良	東日本大震災での対応実績 あり
0	－	東日本大震災での対応実績 なし

- ・国、宮城県、石巻市等が発注した東日本大震災に起因する石巻市内での応急対策等（本復旧は対象外）の実績を対象とする。
- ・平成 25 年度末までに入札公告のあった応急対策等を実績の対象とする。競争入札に付す時間的余裕がない場合の随意契約の実績も対象とする。
- ・契約書又は請書の写しを提出すること。見積書による契約の場合は、請求書等の写しを併せて提出すること。

(5) 減点（不誠実な行為）

ア 石巻市からの過去3か年度における指名停止の状況

配 点	評 価	評 価 基 準
0	標準	過去3か年度における指名停止 なし
△1	劣る	過去3か年度における指名停止 あり

- ・過去3か年度以内に石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）に基づく指名停止措置を受けている場合に減点とする。
- ・当該工事の入札日（開札日）の属する年度の直前3か年度及び当該工事の入札日（開札日）の属する年度当初から当該工事入札公告日までに石巻市から通知を受けた指名停止（指名停止通知日を基準）を対象とする。

8 提出する書類等

(1) 入札参加者は、「総合評価技術資料調書」について、入札参加資格申請時に実施要綱に規定する「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書」（様式第4号）と併せて公告に示す提出期限までに提出すること。

また、入札（開札）後に、入札執行者の求めに応じて、「総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料」（前記5(1)総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料の提出を参照。）を提出すること。

(2) 「総合評価技術資料調書」については、入札者記入欄に入札参加者自らが評価点を記入し提出すること。